日 医 発 第352号（保68）
平　成　２９年　７月　７日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
横　倉　義　武

検査料の点数の取扱いについて

平成 29 年 6 月 28 日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（Ｅ３　１件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添 1 のとおり取り扱う通知が示され、平成 29 年 7 月 1 日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 9 月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
１．検査料の点数の取扱いについて
（平 29．6．30　保医発 0630 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発０６３０第１号
平成２９年６月３０日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年３月４日付け保医発0304第３号）を下記のとおり改正し、平成29年７月１日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

１　別添１第２章第３部第１節第１款Ｄ００６－２造血器腫瘍遺伝子検査に次のように加える。

（３）　ＥＧＦＲ遺伝子検査（血漿）

ア　ＥＧＦＲ遺伝子検査（血漿）は、区分番号「Ｄ００６－２」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。

イ　本検査は、肺癌の再発や増悪により、ＥＧＦＲ遺伝子変異の２次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要があり、血漿を用いてリアルタイムＰＣＲ法で測定した場合に、患者１人につき１回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「Ｄ００４－２」悪性腫瘍組織検査の「１」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」ＥＧＦＲ遺伝子検査（リアルタイムＰＣＲ法）又は「ロ」ＥＧＦＲ遺伝子検査（リアルタイムＰＣＲ法以外）を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっ

ては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。

ウ　本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

エ　本検査、区分番号「Ｄ００４－２」悪性腫瘍組織検査の「１」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「Ｄ００６－２」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「Ｄ００６－６」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

（参考：新旧対照表）

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年３月４日付け保医発0304第３号）

改　正　後	現　　行
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ００６－２　造血器腫瘍遺伝子検査 （１）・（２）（略） （３）　ＥＧＦＲ遺伝子検査（血漿） ア　ＥＧＦＲ遺伝子検査（血漿）は、区分番号「Ｄ００６－２」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。 イ　本検査は、肺癌の再発や増悪により、ＥＧＦＲ遺伝子変異の２次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要があり、血漿を用いてリアルタイムＰＣＲ法で測定した場合に、患者１人につき１回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「Ｄ００４－２」悪性腫瘍組織検査の「１」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」ＥＧＦＲ遺伝子検査（リアルタイムＰＣＲ法）又は「ロ」ＥＧＦＲ遺伝子検査（リアルタイムＰＣＲ法以外）を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。 ウ　本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 エ　本検査、区分番号「Ｄ００４－２」悪性腫瘍組織検査の「１」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「Ｄ００６－２」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「Ｄ００６－６」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第２章　特掲診療料 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ００６－２　造血器腫瘍遺伝子検査 （１）・（２）（略） （新設）

新たに保険適用が認められた検査

平成 29 年 6 月 30 日　保医発 0630 第 1 号（平成 29 年 7 月 1 日適用）

測定項目	**EGFR 遺伝子検査（血漿）**
販 売 名	コバスEGFR 変異検出キットv2.0 （ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社）
区　　分	E3（新項目）
測定方法	アレル特異的リアルタイムPCR 法
主な測定目的	1.生体由来の組織から抽出したDNA中のEGFR遺伝子変異の検出 （EGFR遺伝子変異の判定の補助に用いる） 2.癌組織又は血漿から抽出したゲノムDNA中のEGFR遺伝子変異（T790M）の検出 （オシメルチニブメシル酸塩の非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる）
準用点数	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査　　2,100 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部） 第3部　検査 第1節　検体検査料 第1款　検体検査実施料 **D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査** (1)～(2)　(略) (3)　EGFR遺伝子検査（血漿） ア　EGFR遺伝子検査（血漿）は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。 イ　本検査は、肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要があり、血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法）又は「ロ」EGFR遺伝子検査（リアルタイムPCR法以外）を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。 ウ　本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 エ　本検査、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分番号「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

（日本医師会医療保険課）